

楠地区社会づくり推進協議会規約

(名称)

第1条 楠地区社会づくり推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、楠地区団体事務局（四日市市楠町北五味塚 2060 番地 72）内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、楠地区内の各団体及び楠地区市民（事業所を含む）と連携をとり、楠地区まちづくり構想に基づく事業の進捗を把握し、楠地区の諸課題について検討するとともに、行政と協働して、楠地区内住民の明るく活力のある住みよいまちづくりに向けた活動の展開を図る。

(構成)

第4条 協議会は、自治会をはじめ、福祉、人権教育、防災、商工など、楠地区のまちづくりに関わる諸団体で構成する。

- 2 構成は、別表1に定める団体等で組織する。
- 3 楠地区市民センターは、会議に参加し必要な助言等を行う。

(事業)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、下記の各号の内容について協議する。

- (1) 行政からの「地域社会づくり総合事業費補助金」の受け入れ及び配分。
- (2) 楠地区まちづくり構想及び四日市市都市計画マスタープラン地域地区別構想の推進。
- (3) 協議会を構成する各団体の連携推進と、各団体から協議依頼を受けた事業についての検討及び支援。
- (4) 行政からの依頼事項及び行政との相互調整に関する事項。
- (5) その他、楠地区の課題と協議会の目的達成のために必要な事項。

(組織)

第6条 協議会に役員会を置く。

- 2 役員会は、別表2に定める代表者で組織する。
- 3 協議会の中に、別表1に定める専門委員会及び実行委員会を置くことができる。
- 4 専門委員会及び実行委員会は、役員会の判断により設置する。

(役員)

第7条 役員会に次の各号の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書 記 1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 理 事 若干名

(役員を選出)

第8条 協議会の役員は、役員会の互選において行う。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代理する。
- (3) 書記は、本会会議の議事録を作成記録する。
- (4) 会計は、本会の経理及び予算、決算に関する事項を処理する。
- (5) 理事は、会議に出席し、協議事項の審議を行う。

(総会)

第10条 総会は、各団体3名以内の代議員で構成し、開催の可否は役員会で決定する。

代議員の過半数の出席で成立し、議案は出席代議員の過半数で決する。なお、賛否同数の場合は議長が決する。

(役員会)

第11条 役員会の開催は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 協議会において、会長が必要であると認めるときは、協議会以外のものの出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 協議会は、過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席役員の過半数で決する。なお、賛否同数の場合は議長が決する。
- 6 専門委員会及び実行委員会を設置した場合は、委員長は必要に応じ会議に出席し協議に参加する。

(監事及び仕事)

第12条 協議会に監事を置く。

- 2 監事は2名とし、会長が任命する。
- 3 監事は協議会の経理を監査する。

(役員及び監事の任期)

第13条 役員及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、補欠役員（監事を含む）の任期は前任者の残任期間とする。

平成29年度に限り、関係団体との任期のズレを解消するため任期を1年とする。

(旅費)

第14条 協議会の会員または団体事務局の職員が、まちづくりの業務のために出張する場合には旅費を支給する。公共交通機関を利用する場合には、実費弁済分とし、自家用車を用いた場合には、走行距離50kmまでは一律500円とし、50kmを越えるごとに500円上乗せするものとする。但し、駐車料金は実費分とする。

(会計)

第15条 協議会の収入は、地域社会づくり総合事業費補助金、寄付金、その他をもってこれに充てる。

2 協議会の支出は、団体事務局の運営経費、各団体及び専門委員会、実行委員会等への配分とする。

(団体事務局)

第16条 協議会及び構成団体の事務を処理するために、団体事務局を設置する。

2 団体事務局は、協議会の管理の下、「地域社会づくり総合事業費補助金」等の経理を行う。

3 団体事務局の設置に関して必要な事項は別に定める。

(会計年度)

第17条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(その他)

第18条 規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附則

- 1 本規約は、平成 29 年 1 月 25 日から施行する。
- 2 設立当初の会計年度については、平成 29 年 4 月 1 日から翌年度の 3 月 31 日までとする。

経緯

- ・平成 22 年 4 月 22 日 楠地区まちづくり協議会発足
- ・平成 29 年 1 月 25 日「楠地区まちづくり協議会」を「楠地区社会づくり推進協議会」と改め、規約を改定する。